

3 月下旬号  
2017 年

# 国際情報广场信息报

◇発行: 东大阪市国際情報广场 (毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国際情報广场网页。

## 3 月 25 日 (周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

3 月 25 日 (土) 9:00~12:00 市役所本庁舎の一部窓口業務を開設します

## 领取个人编号卡也可利用第 4 周 (4 月~9 月) 的周六 9:00~16:00

マイナンバーカード交付 第 4 土曜日 (4 月~9 月) 9 時~16 時もぜひご利用ください

## 因来自配偶暴力 (DV) 的烦恼 请首先电话联系

配偶者からの暴力 (DV) に悩む方へ まずはお電話を

有专门的相谈员对应 专线电话 **06-4309-3191**

周一~周五 9:00~12:00、12:45~17:00

(除去节假日、12 月 29 日~第二年的 1 月 3 日)

専門相談員が応じます 専用ダイヤル **06-4309-3191**

月曜日~金曜日 9 時~12 時、12 時 45 分~17 時

(祝休日、12 月 29 日~翌年 1 月 3 日を除く)

## 社会保险劳务士的相谈

社会保险劳务士による相談

◆内容: 办理年金・健康保険・劳灾保険・雇用保険の手続、劳动纠纷等

◆日期: 3 月 21 日 (周二) 9:00~12:00

(受理到 11:30 为止)

◆定员: 10 人 (当日按先后顺序)

◆场所: 市政府大楼 1 楼相谈室

※免费

询问处: 市政信息相谈课

TEL 06-4309-3104/FAX 06-4309-3801

◆内容: 年金・健康保険・劳灾保険・雇用保険の手続き、労働トラブルなど

◆時: 3 月 21 日 (火) 9 時~12 時 (受付は 11 時 30 分まで)

◆定員: 10 人 (当日先着順)

◆場所: 市役所本庁舎 1 階相谈室

※無料

問合せ先: 市政情報相谈課

## 与我们一起来学日语吗?

日本語を学びませんか

为日语有困难的外国人市民开设日语教室。

日本語に困っている外国人住民のために日本語教室を開いています。

時間	場所
周二 上午 10:00~11:30	男女共同参画中心
周二 晚上 19:00~21:00	东体育馆
周三 下午 13:30~15:00	Holly EIWA (永和 2)
周三 晚上 19:00~21:00	菱屋西公民分馆永和分室 勤劳市民中心
周四 晚上 19:00~21:00	楠根市民中心
周日 上午 10:00~11:30	若江岩田駅前市民中心

日時	場所
火曜日 朝 10:00~11:30	イコーラム (男女共同参画センター)
火曜日 夜 19:00~21:00	ひがしたいいっかん 東体育馆
水曜日 昼 13:30~15:00	ハリー エイワ えいわ Holly EIWA (永和 2)
水曜日 夜 19:00~21:00	ひしやにしこうみんぶんかんえいわぶんしつ 菱屋西公民分馆永和分室、 ユトリート東大阪 ひがしおおさか
木曜日 夜 19:00~21:00	ひろば くすね ももの広場 (楠根)
日曜日 朝 10:00~11:30	わかえいわたえきまえ くすのきプラザ (若江岩田駅前)

※授课时间为 1 小时 30 分钟左右。

※授業は 1 時間 30 分程度。

申请・询问处: NPO 法人 东大阪日语教室 TEL 06-6725-6300  
文化国際課 TEL 06-4309-3155 / FAX 06-4309-3823

申込み・問合せ先: NPO 法人 東大阪日本語教室  
ぶんかこくさいか  
文化国際課



<h3>已寄出新的儿童医疗证</h3>	<p>あたらしいこどもいりようしょう そうふ 新しい子ども医療証を送付</p>
<p>4月将升入中・小学，并且可继续享受儿童医疗费补助制度的人，在3月中旬会收到新的「儿童医疗证」。</p> <p>因为旧的医疗证不能再继续使用，请在4月1日以后退还给市政府大楼2楼的医疗补助课或是行政服务中心（可邮寄）。</p> <p>符合领取医疗证条件但还未申请的人，请去医疗补助课或是行政服务中心办理申请手续。</p> <p>另外，享受其他公费医疗制度（单亲家庭医疗、障害者医疗等）以及领取生活保护者除外。</p> <p>有关补助等详细内容请向医疗补助课询问。</p>	<p>4月に小学校・中学校に入学する年齢の方で、引き続き子ども医療費助成制度の対象になる方へ新しい「子ども医療証」を3月中旬に送付します。</p> <p>古い医療証は使用できなくなりますので、4月1日以降に市役所本庁舎2階医療助成課または行政サービスセンターに返却してください（郵送可）。</p> <p>対象となる方で医療証の交付申請をしていない方は、医療助成課または行政サービスセンターで申請してください。</p> <p>なお、他の公費医療制度（ひとり親家庭医療、障害者医療など）や生活保護を受けている方は対象になりません。</p> <p>助成内容等詳しくは、医療助成課までお問合せください。</p>
<p>询问处：医疗补助课 TEL 06-4309-3166 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先：医療助成課</p>

<h3>是否收到了中・小学入学通知书？</h3>	<p>しょうちゅうがっこうしゅうがくつうちしょ とど 小・中学校就学通知書は届きましたか？</p>
<p>对有4月开始升入小学的儿童（2010年4月2日～2011年4月1日出生）或是升入中学的学生（2004年4月2日～2005年4月1日出生）的家庭，从去年11月开始到12月之间我们已经发出了入学通知书。希望就读日本学校的人，如果还没有收到入学通知书，请尽快与我们联系。</p> <p>※ 需要翻译者请咨询国际情报广场。</p>	<p>4月から小学校へ入学する子ども（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ）または中学校へ入学する子ども（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）がいる家庭に、昨年11月から12月にかけて就学通知書を送付しました。日本の学校に通いたい方で就学通知書が届いていない方は至急連絡してください。</p> <p>※通訳が必要な方は国際情報プラザまでお問合せ下さい。</p>
<p>询问处：学事課 TEL 06-4309-3271 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問い合わせ先：学事課</p>

<h3>请来参加孕妇教室</h3>	<p>みんなでもたニティ教室</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 内容：与婴儿一起的生活及给婴儿入浴体验</li> <li>◆ 日期：4月24日（周一）13:30～16:00</li> <li>◆ 对象：孕妇及配偶・祖父母等</li> <li>◆ 定员：12对（按报名顺序先后）</li> <li>◆ 场所：东保健中心</li> </ul> <p>请使用电话申请。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 内容：赤ちゃんとの生活、お風呂体験</li> <li>◆ 時：4月24日（月）13時30分～16時</li> <li>◆ 対象：妊婦とそのパートナー・祖父母など</li> <li>◆ 定員：12組（申込先着順）</li> <li>◆ 場所：東保健センター</li> </ul> <p>電話でお申し込みください。</p>
<p>询问处：东保健中心 TEL 072-982-2603 / FAX 072-986-2135</p>	<p>問い合わせ先：東保健センター</p>

<h3>即使没有收入也请办理申告</h3>	<p>しよとく しんこく 所得がなくても申告をしてください</p>
<p>国民健康保険・后期高齢者医疗保险费是根据前一年的收入所得金额来计算决定的。如果不申报所得，则不能正确计算并难于判断减轻保险费，由此可能会被收取高额保险费。而且，还会影响到高额疗养费的限度额的判断。已经在税务署办理确定申告或是递交了市・府民税申告的人则不需要重复申告。</p>	<p>国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料は、前年中の所得金額の合計をもとに算定します。所得の申告をしない場合は、保険料の算定や軽減の判定ができず、高額療養費の限度額判定にも影響します。なお、確定申告や市・府民税の申告をされた方は申告の必要ありません。</p>
<p>询问处：保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>問い合わせ先：保険料課</p>

